

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年1月13日(2005.1.13)

【公表番号】特表2000-512276(P2000-512276A)

【公表日】平成12年9月19日(2000.9.19)

【出願番号】特願平10-500150

【国際特許分類第7版】

A 0 1 N 25/00

A 0 1 N 25/02

A 0 1 N 31/14

A 6 1 K 7/00

A 6 1 K 7/06

C 1 1 D 3/48

D 0 6 M 13/156

// D 2 1 H 21/36

【F I】

A 0 1 N 25/00 1 0 1

A 0 1 N 25/02

A 0 1 N 31/14

A 6 1 K 7/00 C

A 6 1 K 7/00 W

A 6 1 K 7/06

C 1 1 D 3/48

D 0 6 M 13/156

D 2 1 H 21/36

【誤訳訂正書】

【提出日】平成16年5月21日(2004.5.21)

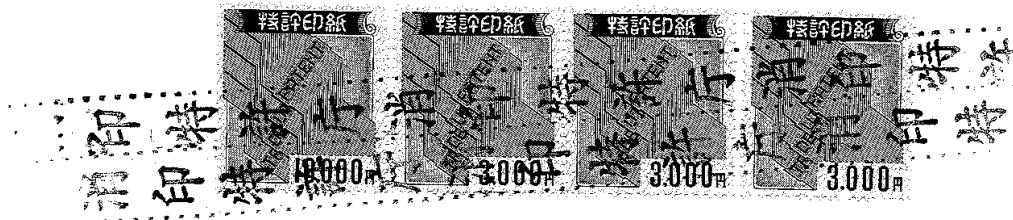
【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】補正の内容のとおり

【訂正方法】変更

【訂正の内容】



## 誤訳訂正書

(19,000 円)



平成16年5月21日

特許庁長官 殿

### 1. 事件の表示

平成10年特許願第500150号



### 2. 特許出願人

名称 チバ スペシャルティ ケミカルズ ホールディング  
インコーポレーテッド

### 3. 代理人

住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-12 SVAX TSビル  
氏名 弁理士(7866) 津国肇

電話(3502)7212



支拂  
印

#### 4. 訂正の対象

明細書の欄及び請求の範囲の欄

#### 5. 訂正の内容

##### I. 請求の範囲の欄

別紙の通り訂正を行う。

##### II. 明細書の欄

- (1) 明細書 1 頁 4 行目及び 5 行目に記載の「用途」を「使用」と誤訳訂正する。
- (2) 明細書 4 頁 1 行目に記載の「ジクロロフェノール、ピクリン酸、キシレノール、」を「ジクロロフェノール、p-ニトロフェノール、ピクリン酸、キシレノール、」と誤訳訂正する。
- (3) 明細書 6 頁 2 行目に記載の「モノ一水素性」を「一価」と誤訳訂正する。
- (4) 明細書 7 頁下から 2 行目に記載の「-CHY<sub>1</sub>-CHY<sub>2</sub>-」を「-CHY<sub>1</sub>-CHY<sub>2</sub>-O-」と誤訳訂正する。
- (5) 明細書 7 頁下から 1 行目に記載の「Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub>」を「Y<sub>1</sub>又はY<sub>2</sub>」と誤訳訂正する。
- (6) 明細書 8 頁下から 10 行目に記載の「その混合物 0 ~ 90 重量%、並びに」を「その混合物 0 ~ 90 重量%、好適には 5 ~ 75 %、並びに」と誤訳訂正する。
- (7) 明細書 11 頁 8 行目及び 16 行目に記載の「脱イオン水 4 部」を「脱イオン水10 部」と誤訳訂正する。
- (8) 明細書 14 頁 6 行目に記載の「a. 消毒剤として実施例 6 の配合物の用途」を「a. 消毒剤として実施例 6 の配合物の使用」と誤訳訂正する。
- (9) 明細書 14 頁 19 行目、明細書 15 頁 16 行目及び明細書 16 頁 11 行目に記載の「16 ~ 24 時間」を「24 ~ 48 時間」と誤訳訂正する。
- (10) 明細書 16 頁表 3 に記載の「15 分後 (10 g)」を「1 分後 (10 g)」と誤訳訂正する。
- (11) 明細書 16 頁下から 1 行目、明細書 20 頁下から 6 行目及び 16 行目に記載の「ラウリル 2-スルホン酸ナトリウム」を「ラウレス 2-スルホン酸ナト

リウム」と誤訳訂正する。

(12) 明細書17頁14~16行目に記載の「3%ポリオキシエチレン

(20) ソルビタンモノオレアート；0.3%レシチン；微生物のための0.1%L-ヒスチジン及びイーストを有する大豆粉末カゼインペプトンアガール」を「細菌及び酵母のための3%ポリオキシエチレン (20) ソルビタンモノオレアート；0.3%レシチン；0.1%L-ヒスチジンを有する大豆粉末カゼインペプトンアガール」と誤訳訂正する。

(13) 明細書17頁25~26行目に記載の「(微生物及びイースト)」を「(細菌及び酵母)」と誤訳訂正する。

(14) 明細書18頁下から1行目に記載の「ミリスルファート」を「ミレスルファート」と誤訳訂正する。

## 6. 訂正の理由等

### I. 請求の範囲の欄

1、国際出願日における請求項7に記載の「7. A liquid formulation according to any one of claims 1 to 4, wherein component (a<sub>1</sub>) or (b<sub>1</sub>) represents

—phenolderivatives,

—diphenylcompounds,

—benzylalcohols,

—chlorhexidine,

—C<sub>12</sub>—C<sub>14</sub> alkylbetaines and C<sub>8</sub>—C<sub>18</sub> fatty acid amidoalkylbetaines,

—amphoteric surfactants,

—trihalocarbanilides and

—quaternary ammonium salts.」を「7. 成分(a<sub>1</sub>)又は(b<sub>1</sub>)が、フェノール誘導体類、ジフェニル化合物類、ベンジルアルコール類、クロロヘキシジン類、C<sub>12</sub>—C<sub>14</sub>アルキルベタイン類及びC<sub>8</sub>—C<sub>18</sub>脂肪酸アミドアルキルベタイン類、両性界面活性剤類、トリハロカルバニリド類、又は四級アンモニウム塩類を意味する、請求項1~4のいずれか1項記載の液体配合物。」と誤訳したため、これ

を「7. 成分 (a<sub>1</sub>) 又は (b<sub>1</sub>) が、フェノール誘導体類、ジフェニル化合物類、ベンジルアルコール類、クロロヘキシジン類、C<sub>12</sub>—C<sub>14</sub>アルキルベタイン類及びC<sub>8</sub>—C<sub>18</sub>脂肪酸アミドアルキルベタイン類、両性界面活性剤類、トリハロカルバニリド類、及び四級アンモニウム塩類を意味する、請求項1～4のいずれか1項記載の液体配合物。」とする訂正を行う。

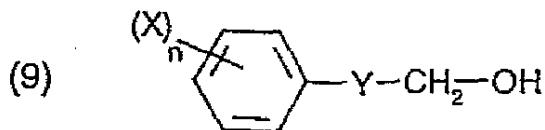
2、国際出願日における請求項8に記載の「8. A liquid formulation according to any one of claims 1 to 7, wherein component (a<sub>2</sub>) or (b<sub>4</sub>) represents monohydric linear or branched C<sub>2</sub>—C<sub>18</sub> alcohols.」を「8. 成分 (a<sub>2</sub>) 及び (b<sub>4</sub>) が、一価の、直鎖又は分岐の、C<sub>2</sub>—C<sub>18</sub>アルコールを意味する、請求項1～7のいずれか1項記載の液体配合物。」と誤訳したため、これを「8. 成分 (a<sub>2</sub>) 又は (b<sub>4</sub>) が、一価の、直鎖又は分岐の、C<sub>2</sub>—C<sub>18</sub>アルコールを意味する、請求項1～7のいずれか1項記載の液体配合物。」とする訂正を行う。

3、国際出願日における請求項9に記載の「9. A liquid formulation according to any one of claims 1 to 8, wherein alcohols of the general formula



are employed, as component (a<sub>2</sub>) or (b<sub>4</sub>), in which X is a halogen atom,

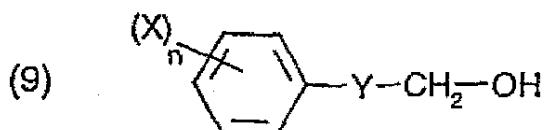
Y is a radical of the formula  $-0-\text{CH}_2-$  or  $-\text{CH}_2-$  or a direct bond; and N is 0 or an integer from 1 to 5」を「9. 成分 (a<sub>2</sub>) 及び (b<sub>4</sub>) として、一般式 (9) :



(式中、

Xは、ハロゲンであり、

Yは、式:  $-\text{O}-\text{CH}_2-$ 若しくは  $-\text{CH}_2-$ の基、又は直接結合であり、そしてnは、0又は1～5の整数である)のアルコール類を用いる、請求項1～8のいずれか1項記載の液体配合物。」と誤訳したため、これを「9. 成分 (a<sub>2</sub>) 又は (b<sub>4</sub>) として、一般式 (9) :



(式中、

Xは、ハロゲンであり、

Yは、式:  $-\text{O}-\text{CH}_2-$ 若しくは  $-\text{CH}_2-$ の基、又は直接結合であり、そしてnは、0又は1～5の整数である)のアルコール類を用いる、請求項1～8のいずれか1項記載の液体配合物。」とする訂正を行う。

4、国際出願日における請求項10に記載の「10. A liquid formulation according to any one of claims 1 to 7, where in dihydric alcohols having 2 to 6 carbon atoms in the alkyl moiety are employed as component (a<sub>2</sub>) or (b<sub>4</sub>).」を「10. 成分 (a<sub>2</sub>) 及び (b<sub>4</sub>) として、アルキル部分に2～6個の炭素原子を有する二価アルコール類を用いる、請求項1～7のいずれか1項記載の液体配合物。」と誤訳したため、これを「10. 成分 (a<sub>2</sub>) 又は (b<sub>4</sub>) として、アルキル部分に2～6個の炭素原子を有する二価アルコール類を用いる、請求項1～7のいずれか1項記載の液体配合物。」とする訂正を行う。

5、国際出願日における請求項13に記載の「13. The use of a liquid formulation according to any one of claims 1 to 11 as antimicrobially active ingredient in cosmetic products.」を「13. 化粧品中の抗菌性活性成分としての、請求項1～11のいずれか1項記載の液体配合物の用途。」と誤訳したため、これを「13. 化粧品中の抗菌性活性成分としての、請求項1～11のいずれか1項記載の液体配合物の使用。」とする訂正を行う。

6、国際出願日における請求項14に記載の「14. The use of a liquid formulation according to any one claims 1 to 12 as antimicrobially active ingredient in household articles.」を「14. 家庭用品中の抗菌性活性成分としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の用途。」と誤訳したため、これを「14. 家庭用品中の抗菌性活性成分としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。」とする訂正を行う。

7、国際出願日における請求項15に記載の「15. The use of a liquid formulation as claimed in any of claims 1 to 12 as antimicrobially active ingredient in for hard and soft surfaces.」を「15. 硬及び軟表面のための抗菌性活性成分としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の用途。」と誤訳したため、これを「15. 硬及び軟表面のための抗菌性活性成分としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。」とする訂正を行う。

8、国際出願日における請求項16に記載の「16. The use according to claim 15, wherein the liquid formulations are used for human skin.」を「16. 液体配合物を、ヒトの皮膚のために用いる、請求項15記載の用途。」と誤訳したため、これを「16. 液体配合物を、ヒトの皮膚のために用いる、請求項15記載の使用。」とする訂正を行う。

9、国際出願日における請求項17に記載の「17. The use of a liquid

formulation according to any of claims 1 to 12 as a preservative in cosmetic products and household articles.」を「17. 化粧品及び家庭用品中の保存剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の用途。」と誤訳したため、これを「17. 化粧品及び家庭用晶中の保存剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。」とする訂正を行う。

10、国際出願日における請求項18に記載の「18. The use of a liquid formulation according to any one of claims 1 to 12 as disinfectant for textiles.」を「18. 繊維の消毒剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の用途。」と誤訳したため、これを「18. 繊維の消毒剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。」とする訂正を行う。

11、国際出願日における請求項19に記載の「19. The use of a liquid formulation according to any one of claims 1 to 12 as decontamination agent or disinfectant for the skin and hard surfaces.」を「19. 皮膚及び硬表面のための、浄化剤又は消毒剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の用途。」と誤訳したため、これを「19. 皮膚及び硬表面のための、浄化剤又は消毒剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。」とする訂正を行う。

## II. 明細書の欄

(1)について、国際出願日における明細書1頁4行目～7行目に記載の「The present invention relates to liquid formulations comprising microbividally active ingredients and to the use of these formulations as microbividally active ingredient in cosmetic products, household articles or hand disinfectants and to the use as preservatives in household articles and cosmetic products.」を「本発明は、殺菌性活性成分を含む液体配合物、及び化粧品、家庭用品、又は手の浄化剤の殺菌性活性成分と

してのそれらの配合物の用途、及び家庭用品及び化粧品の保存剤としての用途に関する。」と誤訳したため、これを「本発明は、殺菌性活性成分を含む液体配合物、及び化粧品、家庭用品、又は手の浄化剤の殺菌性活性成分としてのそれらの配合物の使用、及び家庭用品及び化粧品の保存剤としての使用に関する。」とする訂正を行う。

(2)について、国際出願日における明細書4頁3行目～7行目に記載の「Examples of such compounds are chlorophenols (o-, m-, p-), 2,4-dichlorophenol, p-nitrophenol, picric acid, xylene, p-chloro-m-xylenol, cresols (o-, m-, p-), p-chloro-m-cresol, pyrocatechol, resorcinol, 4-n-hexylresorcinol, pyrogallol, phloroglucin, carvacrol, thymol, p-chlorothymol, o-phenylphenol, o-benzylphenol, p-chloro-o-benzylphenol and 4-phenolsulfonic acid.」を「そのような化合物の例は、クロロフェノール類（o-、m-、p-）、2,4-ジクロロフェノール、ピクリン酸、キシレノール、p-クロロ-m-キシレノール、クレゾール類（o-、m-、p-）、p-クロロ-m-クレゾール、ピロカテコール、レゾルシノール、4-n-ヘキシルレゾルシノール、ピロガロール、フロログルシン、カルバクロール、チモール、p-クロロチモール、o-フェニルフェノール、o-ベンジルフェノール、p-クロロ-o-ベンジルフェノール及び4-フェノールスルホン酸である。」と誤訳したため、これを「そのような化合物の例は、クロロフェノール類（o-、m-、p-）、2,4-ジクロロフェノール、p-ニトロフェノール、ピクリン酸、キシレノール、p-クロロ-m-キシレノール、クレゾール類（o-、m-、p-）、p-クロロ-m-クレゾール、ピロカテコール、レゾルシノール、4-n-ヘキシルレゾルシノール、ピロガロール、フロログルシン、カルバクロール、チモール、p-クロロチモール、o-フェニルフェノール、o-ベンジルフェノール、p-クロロ-o-ベンジルフェノール及び4-フェノールスルホン酸である。」とする訂正を行う。

(3)について、国際出願日における明細書6頁9行目～13行目に記載の

「Monohydric alcohols corresponding to component (a<sub>2</sub>) or (b<sub>4</sub>) are linear or branched C<sub>2</sub>-C<sub>18</sub>alcohols, for example ethanol, n-propanol, isopropanol, butanol, lauryl alcohol, cetyl alcohol, 2-ethyihexanol, 1,1,3,3-tetramethylbutanol, octan-2-ol, isononyl alcohol, trimethylhexanol, trimethylnonyl alcohol, decanol, C<sub>9</sub>-C<sub>11</sub>oxo alcohol, tridecyl alcohol, isotridecyl alcohol or linear primary alcohols (Alfol types) having 8 to 18 carbon atoms.」を「成分 (a<sub>2</sub>) 又は (b<sub>4</sub>) に相当する、モノ一水素性アルコール類は、直鎖又は分岐の、C<sub>2</sub>-C<sub>18</sub>アルコール類、例えばエタノール、n-プロパノール、イソプロパノール、ブタノール、ラウリルアルコール、セチルアルコール、2-エチルアルコール、1, 1, 3, 3-テトラメチルブタノール、オクタン-2-オール、イソノニルアルコール、トリメチルヘキサノール、トリメチルノニルアルコール、デカノール、C<sub>9</sub>-C<sub>11</sub>オキソアルコール、トリデシルアルコール、イソトリデシルアルコール又は8～18個の炭素原子を有する直鎖第一級アルコール (Alfol types (商標)) である。」と誤訳したため、これを「成分 (a<sub>2</sub>) 又は (b<sub>4</sub>) に相当する、一価アルコール類は、直鎖又は分岐の、C<sub>2</sub>-C<sub>18</sub>アルコール類、例えばエタノール、n-プロパノール、イソプロパノール、ブタノール、ラウリルアルコール、セチルアルコール、2-エチルアルコール、1, 1, 3, 3-テトラメチルブタノール、オクタン-2-オール、イソノニルアルコール、トリメチルヘキサノール、トリメチルノニルアルコール、デカノール、C<sub>9</sub>-C<sub>11</sub>オキソアルコール、トリデシルアルコール、イソトリデシルアルコール又は8～18個の炭素原子を有する直鎖第一級アルコール (Alfol types (商標)) である。」とする訂正を行う。

(4)について、国際出願日における明細書8頁9行目に記載の「-CHY<sub>1</sub>-CHY<sub>2</sub>-0-」を「-CHY<sub>1</sub>-CHY<sub>2</sub>-」と誤訳したため、これを「-CHY<sub>1</sub>-CHY<sub>2</sub>-O-」とする訂正を行う。

(5)について、国際出願日における明細書8頁10～11行目に記載の「Y<sub>1</sub> or Y<sub>2</sub> is one hydrogen radical, the other being methyl, for example N-

methylacetamide.」を「Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、一つの水素基であり、他はメチルであり、例えばN-メチルアセトアミドである」と誤訳したため、これを「Y<sub>1</sub>又はY<sub>2</sub>は、一つの水素基であり、他はメチルであり、例えばN-メチルアセトアミドである」とする訂正を行う。

(6)について、国際出願日における明細書9頁4～5行目に記載の「(b<sub>4</sub>) 0 to 90, preferably 5 to 75, % by weight of a mono- or dihydric alcohol, and

water to 100%,」を「(b<sub>4</sub>) 一価若しくは二価アルコール又はその混合物0～90重量%、並びに全体を100%にする量の水を含み、」と誤訳したため、これを「(b<sub>4</sub>) 一価若しくは二価アルコール又はその混合物0～90重量%、好適には5～75%、並びに全体を100%にする量の水を含み、」とする訂正を行う。

(7)について、国際出願日における明細書12頁下から1行目及び13行目に記載の「10 Parts of deionized water」を「脱イオン水4部」と誤訳したため、これを「脱イオン水10部」とする訂正を行う。

(8)について、国際出願日における明細書16頁12行目に記載の「a. Use of the formulation of Example 6 as disinfectant」を「a. 消毒剤として実施例6の配合物の用途」と誤訳したため、これを「a. 消毒剤として実施例6の配合物の使用」とする訂正を行う。

(9)について、国際出願日における明細書16頁下から4行目、明細書17頁下から2行目及び明細書18頁下から2行目に記載の「for 24 to 48 hours」を「16～24時間」と誤訳したため、これを「24～48時間」とする訂正を行う。

(10)について、国際出願日における明細書19頁表3に記載の「after 1

minute (10g)」を「15分後 (10g)」と誤訳したため、これを「1分後 (10g)」とする訂正を行う。

(11)について、国際出願日における明細書19頁下から11行目、明細書24頁下から6行目及び18行目に記載の「sodium laureth-2 sulfate」を「ラウリル2-スルホン酸ナトリウム」と誤訳したため、これを「ラウレス2-スルホン酸ナトリウム」とする訂正を行う。

(12)について、国際出願日における明細書20頁8~9行目に記載の「Casein soy flour peptone agar with 3% polyoxyethylene (20) sorbitanmonooleate; 0.3% lecithin; 0.1% L-histidin for bacteria and yeasts」を「3%ポリオキシエチレン (20) ソルビタンモノオレアート；0.3%レシチン；微生物のための0.1%L-ヒスチジン及びイーストを有する大豆粉末カゼインアガール」と誤訳したため、これを「細菌及び酵母のための3%ポリオキシエチレン (20) ソルビタンモノオレアート；0.3%レシチン；0.1%L-ヒスチジンを有する大豆粉末カゼインアガール」とする訂正を行う。

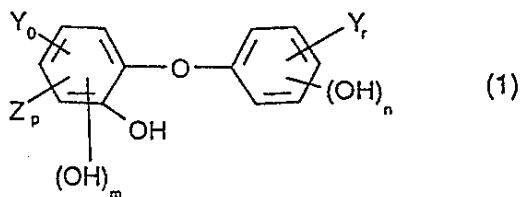
(13)について、国際出願日における明細書20頁22行目に記載の「(bacteria and yeasts)」を「(微生物及びイースト)」と誤訳したため、これを「(細菌及び酵母)」とする訂正を行う。

(14)について、国際出願日における明細書22頁4行目に記載の「sodium myreth sulfate」を「ミリスルファート」と誤訳したため、これを「ミレススルファート」とする訂正を行う。

(別紙)

## 請求の範囲

1. (a<sub>1</sub>) 殺菌性活性成分 1 ~ 80 重量%、及び  
(a<sub>2</sub>) 一価若しくは二価アルコール又はその混合物 20 ~ 99 重量%を含むこととを特徴とする濃縮液体配合物 (a)。
2. (b<sub>1</sub>) 殺菌性活性成分 5. 1 ~ 30 重量%、  
(b<sub>2</sub>) スルホナート 0 ~ 80 重量%、  
(b<sub>3</sub>) C<sub>1</sub> ~ C<sub>11</sub> モノカルボン酸又は C<sub>3</sub> ~ C<sub>12</sub> ジー若しくはポリーカルボン酸 1 ~ 60 重量%、  
(b<sub>4</sub>) 一価若しくは二価アルコール又はその混合物 0 ~ 90 重量%、及び  
全体を 100 % にする量の水を含み、成分 (b<sub>2</sub>) 又は (b<sub>4</sub>) の一つが存在することが常に必要であることを特徴とする濃縮液体配合物 (b)。
3. 濃縮液体配合物 (a) が、 (a<sub>1</sub>) 殺菌性活性成分 20 ~ 70 重量%、及び  
(a<sub>2</sub>) 一価若しくは二価アルコール又はその混合物 30 ~ 70 重量%を含む、  
請求項 1 記載の液体配合物。
4. (b<sub>1</sub>) 殺菌性活性成分 10 ~ 30 重量%、  
(b<sub>2</sub>) スルホナート 0 ~ 80 重量%、  
(b<sub>3</sub>) C<sub>1</sub> ~ C<sub>11</sub> モノカルボン酸又は C<sub>3</sub> ~ C<sub>12</sub> ジー若しくはポリーカルボン酸 1 ~ 60 重量%、  
(b<sub>4</sub>) 一価若しくは二価アルコール又はその混合物 0 ~ 90 重量%、及び  
全体を 100 % にする量の水を含む、請求項 2 記載の液体配合物。
5. 成分 (a<sub>1</sub>) 又は (b<sub>1</sub>) が、下記式 (1) :



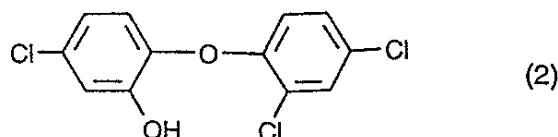
(式中、

Y は、クロロ又はブロモであり、

Z は、SO<sub>2</sub>H、NO<sub>2</sub> 又は C<sub>1</sub> ~ C<sub>4</sub> アルキルであり、

r は、0～3 であり、  
 o は、0～3 であり、  
 p は、0 又は 1 であり、  
 m は、0 又は 1 であり、そして  
 n は、0 又は 1 である) で示される 2-ヒドロキシジフェニルエーテルである、  
 請求項 1～4 のいずれか 1 項記載の液体配合物。

6. 成分 (a<sub>1</sub>) 又は (b<sub>1</sub>) が、下記式 (2) :

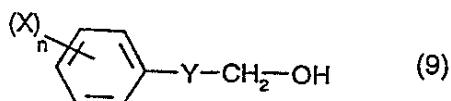


を有する、請求項 5 記載の液体配合物。

7. 成分 (a<sub>1</sub>) 又は (b<sub>1</sub>) が、  
 フエノール誘導体類、  
 ジフェニル化合物類、  
 ベンジルアルコール類、  
 クロロヘキシジン類、  
 C<sub>12</sub>～C<sub>14</sub> アルキルベタイン類及び C<sub>8</sub>～C<sub>18</sub> 脂肪酸アミドアルキルベタイン類、  
 両性界面活性剤類、  
 トリハロカルバニリド類、及び  
 四級アンモニウム塩類を意味する、請求項 1～4 のいずれか 1 項記載の液体配合物。

8. 成分 (a<sub>2</sub>) 又は (b<sub>4</sub>) が、一価の、直鎖又は分岐の、C<sub>2</sub>～C<sub>18</sub> アルコールを意味する、請求項 1～7 のいずれか 1 項記載の液体配合物。

9. 成分 (a<sub>2</sub>) 又は (b<sub>4</sub>) として、一般式 (9) :



(式中、

Xは、ハロゲンであり、

Yは、式： $-\text{O}-\text{CH}_2-$ 若しくは $-\text{CH}_2-$ の基、又は直接結合であり、そして

nは、0又は1～5の整数である)のアルコール類を用いる、請求項1～8のいずれか1項記載の液体配合物。

10. 成分(a<sub>2</sub>)又は(b<sub>4</sub>)として、アルキル部分に2～6個の炭素原子を有する二価アルコール類を用いる、請求項1～7のいずれか1項記載の液体配合物。

11. (b<sub>1</sub>)式(1)の殺菌性活性成分10～30重量%、

(b<sub>2</sub>)スルホナート0～80重量%、

(b<sub>3</sub>)C<sub>1</sub>～C<sub>11</sub>モノカルボン酸又はC<sub>3</sub>～C<sub>12</sub>ジー若しくはポリーカルボン酸1～60重量%、及び

(b<sub>4</sub>)一価若しくは二価アルコール又はその混合物0～90重量%、並びに全体を100%にする量の水を含み、成分(b<sub>2</sub>)又は(b<sub>4</sub>)の一つが存在することが常に必要である、請求項1記載の液体配合物。

12. (b<sub>1</sub>)式(1)の殺菌性活性成分15～25重量%、

(b<sub>2</sub>)クメンスルホナート10～70重量%、

(b<sub>3</sub>)乳酸10～50重量%、

(b<sub>4</sub>)1,2-プロパンジオール5～75重量%、及び

全体を100%にする量の水を含む、請求項11記載の液体配合物。

13. 化粧品中の抗菌性活性成分としての、請求項1～11のいずれか1項記載の液体配合物の使用。

14. 家庭用品中の抗菌性活性成分としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。

15. 硬及び軟表面のための抗菌性活性成分としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。

16. 液体配合物を、ヒトの皮膚のために用いる、請求項15記載の使用。

17. 化粧品及び家庭用品中の保存剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。

18. 繊維の消毒剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。

19. 皮膚及び硬表面のための、浄化剤又は消毒剤としての、請求項1～12のいずれか1項記載の液体配合物の使用。